

## 平成 23 年度 第 3 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 23 年 7 月 26 日（火）17:30～18:40

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 9 階 総務省第 2 研修室

### 3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 岸村委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）逢坂総務大臣政務官

田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長

平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）（年金局）石井年金管理審議官 古都総務課長 梶尾年金課長

中村事業管理課長 真鍋調査室長

（大臣官房総務課）八田調査会議事務局長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 石塚理事 片岡経営企画部長

町田国民年金部長 岡村厚生年金保険部長

### 4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

### 5 会議経過

- 議事に先立ち、内山前政務官から、以下の趣旨のあいさつがあった。
  - ・ 本日は会議の貴重な時間を割いていただき、最後の御挨拶をさせていただくことに御礼申し上げたい。
  - ・ 大変短い在任期間であったが、実績として、年金業務監視委員会で、「運用 3 号」という瑕疵（かし）のある仕組みを訂正できたことは大変嬉しく思っており、年金業務監視委員会の皆様の御努力のたまものと心から感謝したい。
  - ・ 年金記録問題は完全に解決したわけではなく、年金の適用問題、保険料の徴収・納付問題等、課題はたくさんある。引き続き、逢坂政務官、郷原委員長、また各委員の皆様には御尽力いただくよう心からお願い申し上げて、退任のあいさつとさせていただきたい。
  
- 続いて、逢坂政務官から、以下の趣旨のあいさつがあった。
  - ・ 内山前政務官から業務を引き継ぎ、年金業務監視委員会を担当させていただくことになった。
  - ・ 内山前政務官は社会保険労務士でもあり、年金問題について並々ならぬ意欲、熱意を持って取り組んでおられた。その一つの結実として、「運用 3 号」の問題について深く切り込むことができたわけで、私自身、内山前政務官の熱意、力には及ぶべくもないが、精一杯頑張ったい。
  - ・ 私自身は、長い間、自治体の現場で仕事をしていたが、その際、年金の事務そのものについて非常な不安、危惧を抱いていた。平成 12 年の地方分権一括

法施行時、自治体の年金事務の多くを国へ移管することになったが、これが年金制度を劣化させる引き金になりかねないと心配し、社会保険事務所の職員とも意見交換を行ったが、当時の政府の大きな流れを変えることができず、私の危惧は当たらずとも遠からずという状況になってきたのではないかと感じている。

- ・ 年金制度をしっかりとっていくということは、国民にとって非常に大事なことであり、年金業務監視委員会委員の皆様には、より良い年金制度の実施のために、御尽力いただきたい。

(1) 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議について

- 厚生労働省から、資料に基づき、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議の概要説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 調査会議では、事務方の問題という前提で、厚労省年金局の体質、組織の問題のみ調査すべきではなく、いわゆる「運用3号」を最終的に決定した当時の政務三役の関わりも当然明らかにされるべきであるという意見に対して、具体的な調査対象者は未定であるが、当時の政務三役も含めてまずは書面調査を実施して、その上で、調査会議で検討してヒアリング対象者を定める予定であるとの回答があった。
- ・ 現在の機構においても、未だに、以前の社会保険事務所のような風通しが良くない状況があるとすれば、一刻も早くそういう状況から脱却しなければならないと思うので、今後の再発防止にプラスになるように、調査会議が成果の上がるものにしていただきたいとの意見があった。

(2) 厚生年金保険及び国民年金の適用・収納事務について

- 日本年金機構から、厚生年金保険及び国民年金の適用・収納事務について、資料に基づき、説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 厚生年金に加入すると、従業員側は給与の手取額が減額になる上に、例えば、パートの女性の場合、現行制度上、夫の扶養に入ったままの方が得であり、労働できる時間数を減らす傾向にあるのではないかと思われるが、事業所調査の実施段階で見えてきたことはあるかとの質問に対して、機構は執行機関なので制度についてはコメントできないが、なぜ被保険者がそのような行動をとるのかという観点からの分析は行ったことがないとの回答があった。
- ・ 未適用事業所数とその構成比の数字は、どのような数字を母数として算定しているのかとの質問に対して、未適用事業所数は、雇用保険や法人の登記情報、運輸局等から提供された情報等を基に、各年金事務所が、事業所の稼

働実績の有無を個別に調べ、未適用事業所として把握できた数字である、ただし、雇用保険等のデータとの数字の乖離（かいり）が指摘されたため、今年度は、雇用保険のデータと全件突合作業を実施中であり、また、厚生労働省において、法務省からの法人登記情報の定期的な情報提供について調整をいただいているとの回答があった。

- ・ 5人未満の未適用事業所数が多い理由は、資金繰りが困難であること以外の他の理由があると考えているかとの質問に対して、厚生年金に移行すると、やはり事業所側の保険料負担が難しいのが理由ではないかとの回答があった。
- ・ 事業所の規模別の収納率、特に5人未満の小規模事業所の収納率はどのようになっているのか、保険料の金額ベースの数字はないのかとの質問に対して、適用事業所規模別滞納事業所割合の数字は算出しているが（22年度末において、5人未満事業所で9.95%）、金額ベースの統計は取っていないとの回答があった。
- ・ いわゆる年金改ざん問題の背景として、小規模事業所の場合は、実際に滞納してしまうと収納できないケースがほとんどであり、しかも、標準報酬月額が実態に合っているのかという確認も困難なことから、収納率の低下をある程度カバーする便法として、標準報酬月額の遡及訂正が行われていたという見方をしていたが、そうであれば、遡及訂正を行わなくなったことに伴い、小規模事業所の収納率が低下しているのではないか、その実態を確認してみることがあるのではないかとの意見があった。
- ・ 滞納事業所の割合をみると、20年度末ごろから、5人未満、5人～19人、20人～49人の事業所規模の割合が全体的に上がってきており、小規模事業所の収納率が相当落ちてきていると思われるが、小規模事業所に対して、大規模事業所と同じ厚生年金制度を適用するには無理があるのではないかとの意見に対して、被用者には国民年金でなく厚生年金を適用すべきという基本的な考え方があるし、小規模事業所にも、大規模事業所と同じ制度を適用すべきとの累次の国会での附帯決議があり、現在の状態に至っているとの回答があった。
- ・ 悪質な滞納者に対する国税庁による保険料の強制徴収について、昨年度の国税庁への委任実績はどのくらいかとの質問に対して、強制徴収の基準に該当する事業所のリストアップはしたが、国税庁に委任するための事前作業の過程の中で対象からはずれ、最終的な委任実績はないとの回答があった。
- ・ 適用と収納業務を着実に実施するためにはそれなりのマンパワーや時間の投入が必要であり、実際に、事業所規模別にどの程度のマンパワーや時間をかけて収納を行っているのか、その結果、どの程度の保険料収納につながっ

たのかという行政コストの実態をサンプル調査し、その結果を数字で出すことを検討していただきたいとの意見に対して、どのような形で数字を出していくのか難しい作業と思われるが、今後、機構の業務量調査もやっていかなければならないと考えているので、その中でどのような分析ができるか、研究してみたいとの回答があった。

- ・ 全ての職場において十分なマンパワーや資金が大事だが、それで全ての仕事ができるわけではないのも現実である。その際、機構において、職員の使命感をどうやって育てていくのか、機構として使命感をどのように高め、維持し、日常的にチェックするのかということをよく考えていただき、現在取り組んでいること、今後取り組まなければいけないこと等を次回の委員会でご報告いただきたいとの意見があった。
- ・ 機構は執行機関であり制度については言及し難いとのことであるが、制度を改善、向上していくためのヒントは、机上にはなく、現場にしかない。現場から見えてくる制度上の課題を向上のために反映すべきであり、厚労省と機構は、執行機関、制度官庁という枠を越えてしっかり考えていかなければならないと思うので、次回の委員会で、現場の声を吸い上げて改善している事項があればご報告いただきたいという意見に対して、現場からの声やお客様からの声を受けて、機構としての制度に関する改善意見は厚労省に伝えており、年金制度の理念から現場の声どおりにできないものもあるが、厚労省と機構で意見交換を行い、考えていきたいとの回答があった。
- ・ 外部委託を拡大していく際には、それによって現場の職員に実態がわからなくなるといった外部委託のデメリットを把握した上で進めていかないと、現場の状況を把握して制度を考えていくという面でマイナスになるのではないかという意見があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)